

## 沖縄県の契約に関する条例

平成30年3月30日

条例第41号

沖縄県の契約に関する条例をここに公布する。

## 沖縄県の契約に関する条例

## (目的)

第1条 この条例は、県契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、県契約に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県契約に関する施策を総合的に推進し、もって公共サービスの質の確保及び向上並びに地域経済の活性化及び雇用の機会の創出に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県契約 県が事業者と締結する売買、貸借、請負その他の契約（規則で定めるものを除く。）で、県が事業者からのその目的たる給付に対して対価を支払うものをいう。
- (2) 事業者 県と県契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及びその下請負人をいう。

## (基本理念)

第3条 県契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関連することに鑑み、その締結に至る過程における透明性及び公平性が確保されるとともに、事業者等の適正な利益が確保され、及び労働環境の整備が促進されるよう締結され、及び履行されなければならない。

## (県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県契約に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約の履行に携わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、県契約を適正に履行しなければならない。

- 2 事業者等は、基本理念にのっとり、県契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

## (県の取組方針)

第6条 知事は、県契約に関する施策を実施するに当たって県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

- 2 取組方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県契約の締結に当たって取り組むべき事項
- (2) 県契約の適正な履行の確保に関する基本的な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県契約に関する施策を総合的に推進するために

必要な事項

- 3 知事は、取組方針を定めるに当たっては、沖縄県契約審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、取組方針を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、取組方針の変更について準用する。

(沖縄県契約審議会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、県契約に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者、労働者団体を代表する者及び経営者団体を代表する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 沖縄県の契約に関する条例施行規則

平成30年3月30日

規則第47号

沖縄県の契約に関する条例施行規則をここに公布する。

### 沖縄県の契約に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県の契約に関する条例（平成30年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。  
(県契約から除かれる契約)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 公共事業の用に供する土地の取得又はその事業の施行等により事業者に生じる損失を県が補償することを約する契約

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工労働部労働政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。